

(証券コード9664)
令和2年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目6番14号

株式会社 **御園座**

代表取締役社長 宮崎 敏明

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和2年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

■新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

当日の運営において「三密」に十分留意いたします。会場である「御園座」は各座席の真下から、外気との入れ替えを図る「密閉」空間ではない会場です。また、着席時に十分に間をあけてご着席いただくよう誘導し、「密接」な状態とならないよう留意するとともに、会場への入退室時の誘導において「密集」しないよう留意いたします。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。会場内には、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

接触感染のリスクを減らすため、来場記念品（手土産）の配布は本年は取り止めとさせていただきます。ご出席される方におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月25日(木曜日)午前10時

2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目6番14号

御園座

(注)昨年と場所が異なっております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項 第130期 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 事業報告の内容、計算書類の内容の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
1. 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.misonoza.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
-

(添付書類)

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、令和2年1月までの間は、概ね、好調な企業収益を背景に雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、2月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界規模で急激に拡大した影響を受け、3月の景気は、大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。先行きについては、更なる感染拡大による影響が懸念されております。

当社におきましては、平成30年4月の新劇場開場から2年目となり、4月には「陽春花形歌舞伎」が行われました。また、5月には「ミュージカル 笑う男」、「雪まろげ」、「水森かおり特別公演」、「石川さゆりコンサート2019」、6月には「ミュージカル レ・ミゼラブル」、「ファンタスティックライブ2019」、7月には「前川清特別公演 杜このみ特別出演」、「夏休み！！吉本新喜劇&バラエティ公演」、8月には「音楽劇 トムとジェリー 夢よもう一度」、「ブロードウェイミュージカル ピーターパン」、「志村けん一座 第14回志村魂〜一姫二太郎三かぼちゃ〜」、「ブラックorホワイト？ あなたの上司、訴えます！」、9月には「坂東玉三郎 御園座特別舞踊公演」、「きん枝改メ 四代 桂小文枝 襲名披露公演」、「天童よしみコンサート2019」、「蘭RAN」、「九月新派公演」、10月には「第五十回記念 吉例顔見世」、「ストーリー・オブ・マイ・ライフ」、11月には「渦が森団地の眠れない子たち」、「細川たかし特別公演 ダチョウ倶楽部一座旗揚げ公演」、「虎者-NINJAPAN-」、「組曲虐殺」、12月には「よしもと爆笑公演」、「ダンス オブ ヴァンパイア」、「加藤登紀子ほろ酔いコンサート2019」が行われました。

また、令和2年1月には「坂東玉三郎 御園座新春特別舞踊公演」、「梅沢富美男劇団&研ナオコ 新春特別公演」、「市川海老蔵特別公演」、2月には「宝塚歌劇月組公演」、3月には「吉幾三特別公演」、「キム・ヨンジャコンサート2020」を行う計画でした。

令和元年11月8日に公表した令和2年3月期業績予想において、営業損失2億4千万円を予想いたしましたが、令和2年1月以降に行われた公演が当初の想定を大きく上回る好調な結果を残し、「坂東玉三郎 御園座新春特別舞踊公演」、「梅沢富美男劇団&研ナオコ 新春

特別公演]、「市川海老蔵特別公演」の合計で、令和元年11月8日に想定していた収益の前提よりも7千9百万円の大幅な超過達成を計上できました。そのままの状況が続けば、令和2年3月期業績予想の上方修正も視野に入れられる状況でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景として、2月26日、新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、政府より、今後2週間全国的なスポーツや文化イベントの中止や延期、規模縮小を要請されたことから、2月27日、「宝塚歌劇月組公演」の2月29日から3月4日まで予定していた8公演の中止を発表いたしました。

「吉幾三特別公演」につきましては、3月9日から3月22日まで公演は実施いたしました。が、予定されていた19回の公演のうち、公演期間中の貸切公演のうち10公演が中止となったため、上演したのは9公演にとどまりました。

「キム・ヨンジャコンサート2020」につきましては、3月5日、政府が中国と韓国からの入国者に指定場所での2週間の待機などを要請する方針を表明し、当該措置が3月9日から発動されたことから、キム・ヨンジャの来日が事実上不可能となり、3月11日、延期を発表いたしました。

以上の通り、「宝塚歌劇月組公演」、「吉幾三特別公演」、「キム・ヨンジャコンサート2020」の3公演に、新型コロナウイルス感染症による収益への大きな影響が発生いたしました。3公演合計で9千8百万円の利益下押しとなる影響があり、これは、上記の1月以降の収益大幅超過達成を打ち消すような影響となりました。

前事業年度においては、平成30年4月の新劇場開場を受け、4月には、松本幸四郎改め二代目松本白鸚、市川染五郎改め十代目松本幸四郎の襲名披露となる柿落し公演「柿茸落四月大歌舞伎」、5月には「スーパー歌舞伎Ⅱ ワンピース」、6月には「滝沢歌舞伎2018」と、ほぼ1ヶ月間連続で行う公演が3ヶ月連続で行われたことを主因に、前事業年度の当社主催公演回数は415回でしたが、当事業年度の当社主催公演回数は339回（前期比△18.3%）となりました。なお、この当事業年度の当社主催公演回数について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった19公演は除いております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高29億6千6百万円（前期比△41.3%）となりました。

売上高の減少を反映し、利益面では、営業損失2億4千7百万円（前期は営業利益5億2千8百万円）、経常損失2億7千6百万円（前期は経常利益5億1千3百万円）、当期純損失3億1百万円（前期は当期純利益4億5千2百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(ア) 「挑戦の1年」の継続

令和3年3月期は、平成30年4月の新劇場開場から3年目となります。

平成31年3月期は、平成30年4月の新劇場開場以降、お陰様で年間を通じご好評をいただき順調な業績を残すことができました。

一方、令和2年3月期は、平成31年4月に上演した「陽春花形歌舞伎」がさまざまな理由により、大幅な赤字を計上した一方、令和2年1月～2月に上演した公演が想定を大幅に上回る実績を上げることができました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で上演はできませんでしたが、令和2年6月に上演予定だった「エリザベート」は一般向け販売直後に完売となり、大幅な利益を上げる予定でした。

このように、令和2年3月期は、「挑戦の1年」として、従来から御園座の強みであり、お客様に馴染みの深い歌舞伎、座長公演、お笑いの各公演のほか、新劇場になってから上演を開始したミュージカル、宝塚歌劇、ジャニーズの公演など、新たなブランド作りに努めてまいるとともに、この2年間において収益が予定対比未達で、お客様の入りも十分ではなかった公演の原因を分析し、その経験を踏まえ、今後の対応策を身につけてまいりました。こうして年間を通してみれば大幅に想定を上回るような公演をいくつか計上して収益の安定化を図るとともに、御園座に観に来る日までに「ドキドキ、ワクワク」指折り数えて待つような公演を並べられるようになってきたと考えております。

令和3年3月期もその流れを継続し、引続き「挑戦の1年」を進めてまいる予定で考えておりました。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響と対応

ところが、新劇場開場後3年目を迎えるにあたって「新型コロナウイルス感染症」が突如発生いたしました。

新型コロナウイルス感染症は、世界規模で拡大し、我が国においても4月7日に政府が東京都など7都府県に対し緊急事態宣言を発令したこと、4月10日に愛知県が緊急事態宣言を発令したこと、4月16日には政府による緊急事態宣言発令対象を47都道府県に拡大したことなどにより、当社のみならず、興行業界全体に大きな影響が及ぼされております。

御園座における経営環境は、令和2年2月下旬以降3月末日までの状況から更に厳しくなっており、令和3年3月期において、以下の通り、令和2年4月から8月上旬までに上演することを予定していた全ての公演である19種類、上演日数として81日間、上演回数として116回の公演が中止となりました。この中には、例年4月に上演している歌舞伎公演、5月に短期公演を連続して行いコンサートシリーズとして銘打った公演群、発売後即完売した6月のミュージカル公演が含まれております。

<令和2年4月から8月上旬までの公演のうち当初上演を予定していたが中止となったもの>

公演名	上演予定期間	上演予定日数	上演予定回数
新作歌舞伎「NARUTO-ナルト-」	4月4日～26日	23	34
ミュージカル モダン・ミラー	4月29日～5月1日	3	4
きゃりーぱみゅぱみゅ かまいたちTOUR2020	5月6日	1	2
タクフェス春のコメディ祭	5月9日～10日	2	3
鳥羽一郎 山川豊 熱唱！兄弟コンサート	5月13日	1	1
由紀さおり50年記念コンサート	5月14日	1	1
宇崎竜童弾き語りライブ	5月15日	1	1
コロッセア PRESENTS ものまねエンターテインメント SHOW	5月16日	1	2
中村美律子コンサート2020	5月17日	1	1
松竹芸能お笑い披露名古屋公演 松竹芸人大集合スペシャル	5月18日	1	1
純烈三大劇場コンサート2020	5月21日	1	2
オール阪神・巨人45周年記念特別公演	5月23日～24日	2	3
ザ・ニューズペーパー特別公演 VOL.2	5月31日	1	1
ミュージカル エリザベト	6月10日～28日	19	25
彩の国シェイクスピア・シリーズ第36弾 ジョン王	7月3日～6日	4	5

公演名	上演予定期間	上演予定日数	上演予定回数
細川たかし特別公演	7月11日～23日	13	21
アルキメデスの大戦	7月25日～26日	2	3
ミュージカル 四月は君の嘘	7月31日～8月2日	3	4
森進一コンサート	8月3日	1	2
合計		81	116

(注)上記には、令和3年3月期中に別途公演を行う「延期」となる可能性があるものが含まれています。

現時点では、上記記載の表以外の公演は上演する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等さまざまな理由から、中止となる公演が発生したり、集客が当社の想定に達しない可能性があります。

しかし、逆に新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎えた後、年度後半には、それまで買い控えをしていたお客様による反動や、令和2年3月以降の公演の観劇を予定していたお客様の振替が発生する可能性もあります。この2年間に培ったさまざまな経験やリスク軽減のための対策を実施することにより、新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎えれば、安定した収益を計上してまいることができると確信しております。

(ウ) 劇場の設備、運営面の改善など

劇場運営に関しましては、劇場の設備・案内看板、場内売店やお手洗いなどの待機列の動線、劇場スタッフによるお客様の誘導や説明内容、各種企画及びその告知方法などに対し、当事業年度より導入した「御園座モニター」から寄せられたご意見やご感想、公演実施の際に寄せられたアンケートなどに対応し、対応できることから少しずつ、改善を図ってまいりました。

中期的な課題として認識しているものについても、当社としてしっかり受け止めており、すぐには対応できない場合もございますが、次善の策を速やかに対応することを含め、今後ともより多くのお客様にご満足いただける劇場作りに努めてまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わりがせず、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第127期 (平成29年3月期)	第128期 (平成30年3月期)	第129期 (平成31年3月期)	第130期 (当事業年度) (令和2年3月期)
売 上 高 (千円)	515,980	502,316	5,052,250	2,966,255
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	21,997	△159,657	513,445	△276,257
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	18,304	△97,284	452,870	△301,223
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.37	△19.61	90.95	△60.49
総 資 産 (千円)	4,642,600	7,450,806	7,605,078	6,994,464
純 資 産 (千円)	4,287,483	4,488,923	4,938,011	4,633,570

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第128期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、劇場事業として、歌舞伎、ミュージカル、歌謡ショー、お笑いなど多種多彩な演芸の興行を行っております。

(7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄一丁目6番14号

(8) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	-3名	46歳4ヶ月	6年10ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	880
三井住友信託銀行株式会社	240
岡崎信用金庫	160
株式会社愛知銀行	80
株式会社十六銀行	80
株式会社中京銀行	80
碧海信用金庫	80

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 9,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,984,500株

(自己株式5,124株を含む)

(3) 株主数 5,622名

(前期末比277名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 丸 松 坂 屋 百 貨 店	200 ^{千株}	4.02%
中 部 日 本 放 送 株 式 会 社	160 ^{千株}	3.21%
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	130 ^{千株}	2.61%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	111 ^{千株}	2.24%
松 竹 株 式 会 社	108 ^{千株}	2.18%
株 式 会 社 宮 崎	100 ^{千株}	2.01%
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	84 ^{千株}	1.69%
東海東京フィナンシャル・ホールディングス 株式会社	80 ^{千株}	1.62%
岡 崎 信 用 金 庫	80 ^{千株}	1.61%
大 日 産 業 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
有 限 会 社 M M S	80 ^{千株}	1.61%

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和2年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行顧問
代表取締役社長	宮 崎 敏 明	
取 締 役	長谷川 栄 胤	営業部長兼御園座演劇図書館長
取 締 役	増 井 敏 樹	総務経理部長兼管理全般担当
取 締 役	安孫子 正	松竹株式会社代表取締役副社長 演劇本部長
取 締 役	高 坂 毅	株式会社中日新聞社 相談役
取 締 役	大 石 幼 一	中部日本放送株式会社代表取締役会長
常 勤 監 査 役	北 野 一 郎	公認会計士北野一郎事務所所長
監 査 役	小 林 一 光	金印株式会社代表取締役会長
監 査 役	平 林 拓 也	アイ・パートナーズ法律事務所

- (注) 1. 取締役安孫子正氏、高坂毅氏及び大石幼一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役北野一郎氏、小林一光氏及び平林拓也氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役高坂毅氏及び大石幼一氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役北野一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の監査役の退任は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
安 藤 重 良	令和元年12月24日	死亡による退任	監査役 株式会社安藤七宝店代表取締役会長

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	13,560千円 (360)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4)	2,130千円 (2,130)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5)	15,690千円 (2,490)

(注) 取締役及び監査役の報酬等の額には、令和元年12月24日に死亡により退任した監査役1名を含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安孫子正氏は、松竹株式会社の代表取締役副社長・演劇本部長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役高坂毅氏は、株式会社中日新聞社の相談役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役大石幼一氏は、中部日本放送株式会社の代表取締役会長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・監査役北野一郎氏は、公認会計士北野一郎事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林一光氏は、金印株式会社の代表取締役会長であります。当社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平林拓也氏は、アイ・パートナーズ法律事務所勤務であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役安藤重良氏は、令和元年12月24日に逝去し、同日付で監査役を退任いたしました。退任するまでは、株式会社安藤七宝店の代表取締役会長でありました。当社と当社の間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	安孫子 正	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	高 坂 毅	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち4回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	大 石 幼 一	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち4回に出席し、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
常 監 査 勤 役	北 野 一 郎	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、又監査役会5回のうち5回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	安 藤 重 良	当事業年度中に開催した取締役会4回のうち3回に出席し、又監査役会4回のうち3回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。 なお、令和元年12月24日に逝去し、同日付で監査役を退任いたしましたので、退任以降の取締役会、監査役会の出席状況は除外しております。
監 査 役	小 林 一 光	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、又監査役会5回のうち5回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	平 林 拓 也	当事業年度中に開催した取締役会1回のうち1回に出席し、又監査役会1回のうち1回に出席し、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。 なお、令和元年12月24日の安藤重良氏の逝去に伴い、名古屋地方裁判所に仮監査役選任の申立てを行っていたところ、令和2年1月31日付で名古屋地方裁判所より、仮監査役として平林拓也氏を選任した旨の決定通知を受けましたので、当該決定通知を受けた以降の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部統制規程に基づき、業務の効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款、職務規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は社内規程に従い行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、法令順守やリスク管理についての徹底と指導を行う。

また、内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合にはただちに代表取締役を統括責任者として、全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は定期的に取り締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程・職務規程等において、それぞれ定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会にて決定し、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

取締役は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況などを報告する体制を構築し、監査役が情報収集・交換を適切に行えるよう協力する。

また、取締役は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的若しくは必要に応じて監査役に報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しております。「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会を5回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,104,351	流 動 負 債	638,668
現金及び預金	884,205	買掛金	247,597
売掛金	106,781	一年内返済予定長期借入金	200,000
貯蔵品	1,881	リース債務	8,413
前渡金	671	未払金	17,295
前払費用	15,407	前受金	98,586
未収還付法人税等	33,732	預り金	53,348
未収消費税等	44,336	賞与引当金	5,400
その他	18,072	その他の	8,026
貸倒引当金	△739	固 定 負 債	1,722,226
固 定 資 産	5,890,112	長期借入金	1,400,000
有 形 固 定 資 産	5,795,942	リース債務	33,420
建築物	2,686,273	繰延税金負債	276,857
構築物	11,828	退職給付引当金	9,948
機械装置	811,988	その他の	2,000
工具器具備品	155,603	負 債 合 計	2,360,894
土地	2,124,656	純 資 産 の 部	
リース資産	5,592	株 主 資 本	4,629,366
無 形 固 定 資 産	41,657	資本金	2,271,937
電話加入権	72	資本剰余金	2,137,621
ソフトウェア	9,201	資本準備金	2,137,599
リース資産	32,383	その他資本剰余金	22
投 資 其 他 の 資 産	52,512	利 益 剰 余 金	259,481
投資有価証券	35,247	利益準備金	112,500
長期前払費用	8,700	その他利益剰余金	146,981
保険積立金	7,644	固定資産圧縮積立金	627,906
その他	920	別途積立金	350,000
資 産 合 計	6,994,464	繰越利益剰余金	△830,924
		自 己 株 式	△39,674
		評価・換算差額等	4,203
		その他有価証券評価差額金	4,203
		純 資 産 合 計	4,633,570
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,994,464

損益計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,966,255
売 上 原 価		2,949,659
売 上 総 利 益		16,596
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		264,255
営 業 損 失 (△)		△247,659
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1,467	
そ の 他	2,737	4,206
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,993	
公 演 関 連 損 失	10,560	
そ の 他	2,249	32,804
経 常 損 失 (△)		△276,257
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	999	999
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△275,257
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,282
法 人 税 等 調 整 額		24,683
当 期 純 損 失 (△)		△301,223

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000
当期変動額							
当期純損失(△)							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

残高及び変動事由	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	△529,701	560,704	△39,476	4,930,787	7,223	7,223	4,938,011
当期変動額							
当期純損失(△)	△301,223	△301,223		△301,223			△301,223
自己株式の取得			△198	△198			△198
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△3,019	△3,019	△3,019
当期変動額合計	△301,223	△301,223	△198	△301,421	△3,019	△3,019	△304,441
当期末残高	△830,924	259,481	△39,674	4,629,366	4,203	4,203	4,633,570

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出) を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(リース資産除く) 主な耐用年数

建物は、15年・50年

構築物は、15年

機械装置は、11年

工具器具備品は、5年から15年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、当社は従業員数が300人未満のため簡便法により、退職給付債務を算定しております。
- (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|----|-------------|
| 建物 | 1,559,512千円 |
| 土地 | 2,123,527千円 |
| 計 | 3,683,039千円 |
- (2) 担保に係る債務
- | | |
|--------------|-------------|
| 1年内返済予定長期借入金 | 200,000千円 |
| 長期借入金 | 1,400,000千円 |
| 計 | 1,600,000千円 |

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

- | | |
|---------|-----------|
| 有形固定資産 | |
| 減価償却累計額 | 523,210千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,984,500株 |
|------|------------|

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 5,124株 |
|------|--------|

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

未払事業税	3,413千円
未払事業所税	1,301千円
貸倒引当金	226千円
退職給付引当金	3,044千円
賞与引当金	1,652千円
投資有価証券評価損	26,236千円
会員権評価損	5,507千円
繰越欠損金	231,976千円
その他	58千円
繰延税金資産 小計	<u>273,417千円</u>
評価性引当額	<u>△273,417千円</u>
繰延税金資産 合計	<u>-千円</u>

2. 繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	<u>△276,857千円</u>
繰延税金負債 合計	<u>△276,857千円</u>
繰延税金資産 (負債) の純額	<u><u>△276,857千円</u></u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に社債発行や銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金の顧客信用リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のリスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に関する将来の支払金利の変動に係るリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用する場合があります。

デリバティブ取引については、取締役会で決議された取引の適正な実行及びリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する社内規程に従い、取締役会の決議または適正な社内手続きを経て実行することとしております。

また、営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）にさらされておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	884,205	884,205	-
(2) 売掛金	106,781	106,781	-
(3) 未収還付法人税等	33,732	33,732	-
(4) 未収消費税等	44,336	44,336	-
(5) 投資有価証券	7,987	7,987	-
資産計	1,077,044	1,077,044	-
(1) 買掛金	247,597	247,597	-
(2) 未払金	17,295	17,295	-
(3) 預り金	53,348	53,348	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,600,000	1,600,000	-
(5) リース債務 (1年内返済予定含む)	41,833	41,833	-
負債計	1,960,075	1,960,075	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収還付法人税等 (4) 未収消費税等

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、主に市場価格によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	27,259

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 930円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △60円49銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、当社は令和2年4月以降当初予定しておりました公演を7月上旬まで全て中止しています。7月中旬以降も一部公演を中止決定しておりますが、現時点で公演中止が決定していないものは上演する予定です。

しかし、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、令和3年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産に関する減損損失の認識要否の判断において、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月13日

株式会社 御園座
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所
指定社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鎌 田 修 誠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社御園座の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月15日

株式会社 御園座 監査役会

常勤監査役 北野一郎 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 小林一光 ㊟

社外監査役 平林拓也 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	おがさわら たけし 小笠原 剛 (昭和28年8月1日生) 〈再任〉	昭和52年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成16年6月 同行取締役執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 平成19年5月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行常務取締役 平成23年5月 同行専務取締役 平成24年6月 同行代表取締役副頭取 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常任顧問 平成29年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成30年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任）	0株
2	みや ざき とし あき 宮崎 敏明 (昭和46年3月13日生) 〈再任〉	平成5年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業部営業一課長 平成20年7月 当社営業部営業一課・営業二課担当副部長 平成21年4月 当社営業部一課担当部長 平成21年6月 当社取締役営業統括部長 平成22年12月 当社取締役総務人事部長 平成25年12月 当社取締役営業本部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社代表取締役社長（現任）	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	は せ が わ よ し つ ぐ 長谷川 栄 胤 (昭和41年1月31日生) 〈再任〉	平成7年7月 当社営業部劇場企画担当部長 平成8年6月 当社取締役劇場企画担当部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成25年12月 当社代表取締役社長兼管理本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長兼管理本部長兼総務人事部長 平成28年6月 当社代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役副会長 平成30年6月 当社取締役劇場支配人兼御園座演劇図書館長 平成31年1月 当社取締役営業部長兼御園座演劇図書館長 令和2年4月 当社取締役御園座演劇図書館長(現任)	48,800株
4	ま す い と し き 増井 敏 樹 (昭和40年6月16日生) 〈再任〉	昭和63年4月 株式会社東海銀行入行 平成22年7月 東海東京証券株式会社入社 平成23年5月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社財務企画部長 平成25年4月 東海東京証券株式会社企画部付部長兼法務室長 平成25年7月 当社執行役員管理部長 平成29年6月 当社取締役財務経理部長 平成30年4月 当社取締役総務経理部長 平成30年6月 当社取締役総務経理部長兼管理全般担当(現任)	0株
5	あ び こ た だ し 安孫子 正 (昭和23年3月23日生) 〈再任〉	平成11年5月 松竹株式会社取締役演劇製作部門担当 平成15年5月 同社常務取締役 平成16年11月 同社専務取締役 平成18年5月 同社専務取締役・演劇本部長 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成26年5月 松竹株式会社取締役副社長・演劇本部長 令和元年5月 松竹株式会社代表取締役副社長・演劇本部長(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	こう さか たけし 高坂 毅 (昭和17年4月19日生) (再任)	昭和42年4月 株式会社中日新聞社入社 平成6年4月 同社事務局文化事業部長 平成11年4月 同社文化芸能局長 平成15年4月 同社事業局長 平成19年6月 同社取締役事業担当兼事業局長 平成23年6月 同社常務取締役事業担当兼事業局長 平成25年6月 同社相談役(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株
7	おお いし よう いち 大石 幼一 (昭和28年2月6日生) (再任)	昭和50年4月 中部日本放送株式会社入社 平成元年4月 同社ニューヨーク支局長 平成10年12月 同社総務局経理部長 平成15年11月 同社経営監査部長 平成17年4月 同社社長室長 平成17年6月 同社取締役社長室長 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安孫子正氏、高坂毅氏、大石幼一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者安孫子正氏を社外取締役候補者とした理由は、松竹株式会社において代表取締役副社長として会社経営に携わっており、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
4. 候補者高坂毅氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社中日新聞社において常務取締役事業担当の経験があり、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
5. 候補者大石幼一氏を社外取締役候補者とした理由は、中部日本放送株式会社において代表取締役会長として会社経営に携わっており、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
6. 高坂毅氏、大石幼一氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 安孫子正氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
8. 高坂毅氏、大石幼一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 小林一光、平林拓也の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位	所有する当社株式の数
1	こばやし いっ こう 小林一光 (昭和13年2月16日生) 〈再任〉	昭和38年4月 金印株式会社入社 昭和39年1月 金印株式会社常務取締役 昭和50年1月 同社代表取締役社長 平成21年5月 同社代表取締役会長(現任) 平成22年11月 金印物産株式会社取締役会長(現任) 金印わさび株式会社取締役会長(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	8,000株
2	たか はし じ ろう 高橋治朗 (昭和7年11月20日生) 〈新任〉	昭和31年4月 大阪商船株式会社(現株式会社商船三井)入社 昭和36年4月 名港海運株式会社入社 昭和49年5月 同社取締役業務部長 昭和52年6月 同社常務取締役 昭和55年6月 同社専務取締役 平成元年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役副社長 平成7年6月 同社代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林一光氏及び高橋治朗氏は社外監査役候補者であります。
3. 小林一光氏及び高橋治朗氏の候補者の選任につきましては、共に企業を経営しておりその経験、幅広い知見を経営全般の監視と有効な助言に活かしていただけるものと判断し、取締役会にて決定しております。
4. 小林一光氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

以上

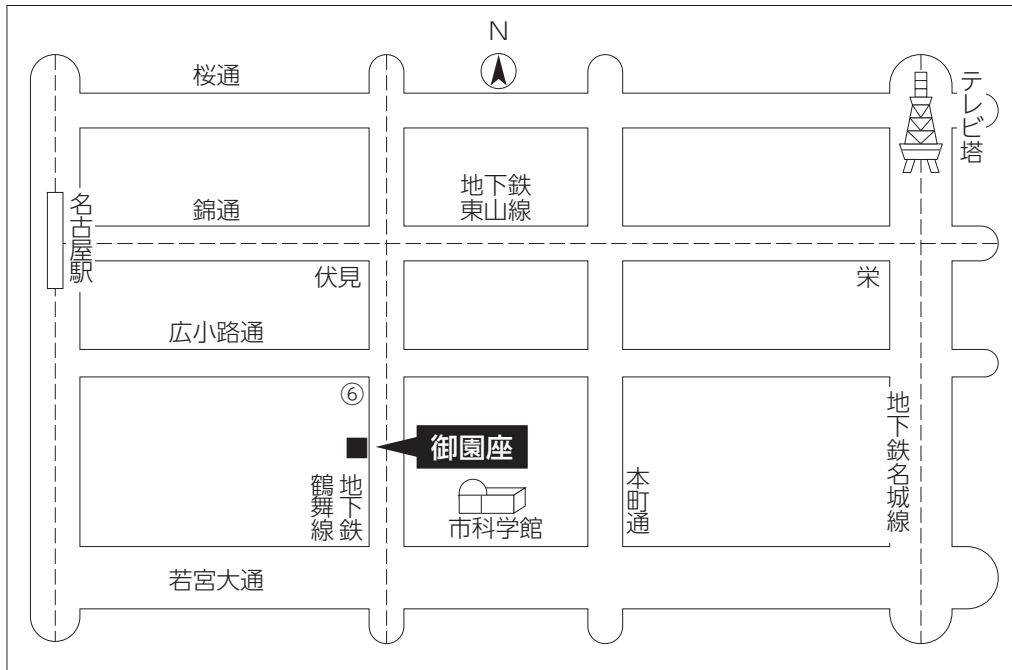
株主総会会場のご案内

株式会社 **御園座**

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

記

場 所 名古屋市中区栄一丁目6番14号
御園座



●地下鉄でお越しの際は伏見駅下車、6番出口をご利用ください。

以 上

